

「経営力強化保証制度」創設のお知らせ

金融機関および認定経営革新等支援機関（ ）の支援を受けながら、自ら事業計画を策定の上で、その計画を実行し、計画進捗の報告も行うことで、経営改善に積極的に取り組む中小企業者を対象とした全国統一の保証制度「経営力強化保証制度」を創設しました。制度の概要は以下の通りです。

「経営力強化保証制度（全国統一）」の概要

対象者	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
貸付限度額	2億8,000万円（組合等は4億8,000万円）
資金使途	運転資金・設備資金 （ただし、事業計画の実施に必要な資金に限ります）
貸付期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金……5年以内（据置期間1年以内を含みます） 設備資金……7年以内（据置期間1年以内を含みます） （本制度によって、保証付の既往借入金を借り換える場合は10年以内）
貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	0.3%～2.0% （申込時の信用力に応じた保証料率よりも一区分低い料率を適用します）
保証人	原則として、法人代表者の連帯保証のみです。
担保	必要に応じて
必要書類	通常の申込書類のほか、以下の書面を添付してください。 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 事業計画書（申込人が策定したもの） 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要です）
取扱期間	平成24年10月1日より

認定経営革新等支援機関とは

税務、金融および企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者として、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」により、主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務を行う者をいいます。